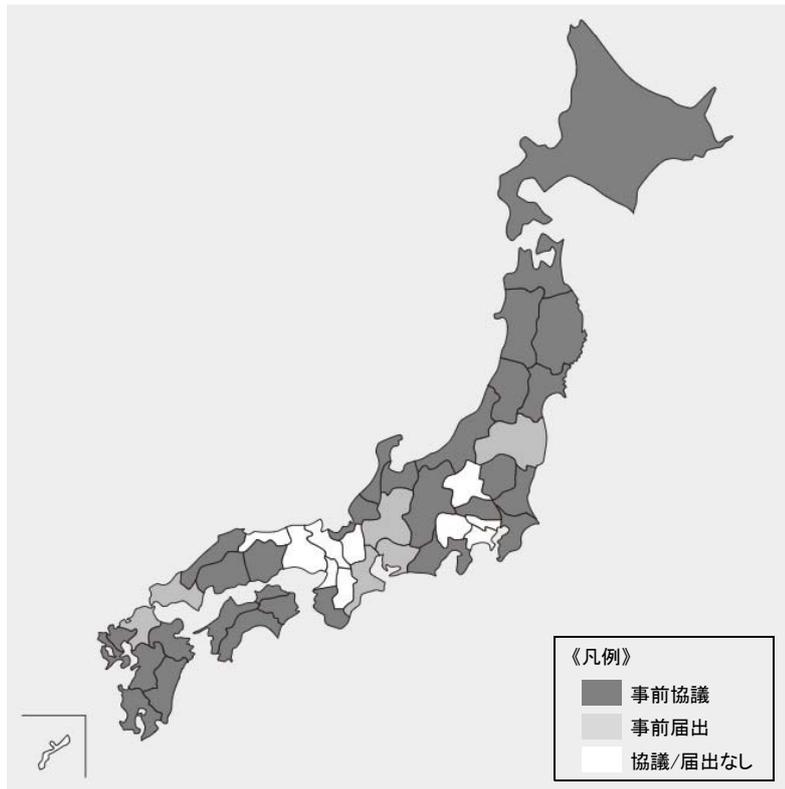


# 県外産業廃棄物の流入規制の状況



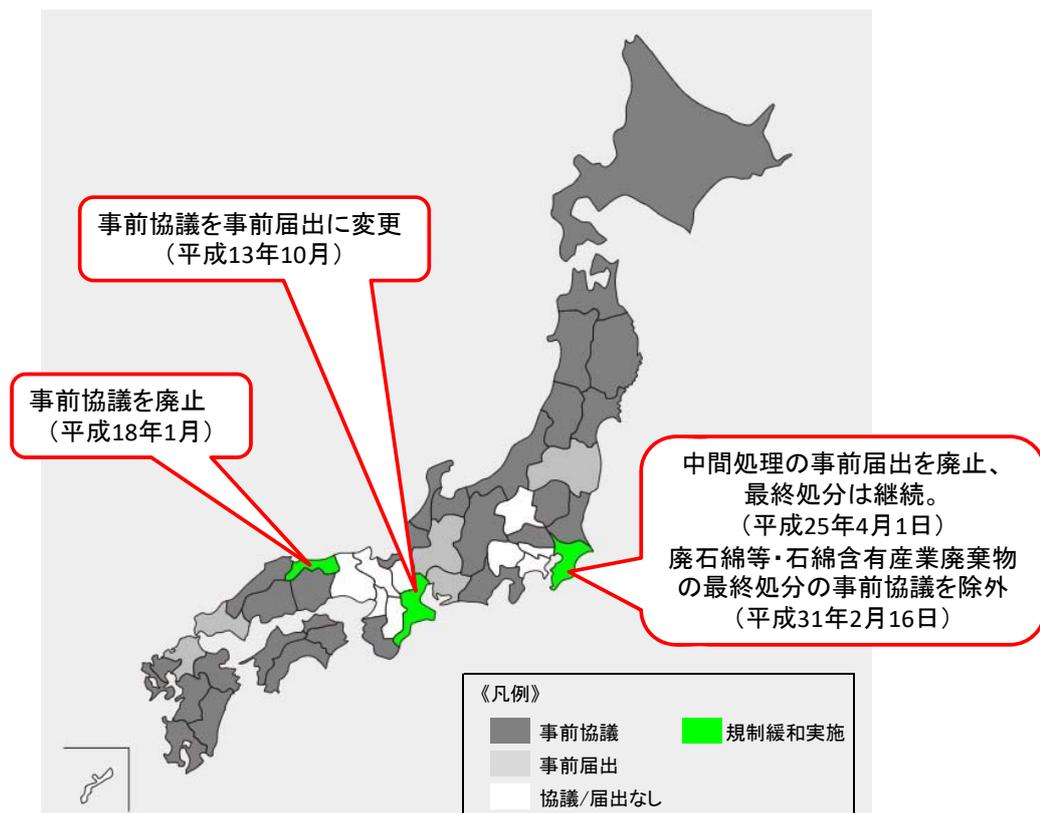
(令和元年9月末現在)

※都道府県の状況のみ示す(政令市の状況は非表示)。

※条例等に基づく表記であり、行政手続法上の位置づけを示すものではない。

1

# 県外産業廃棄物流入規制の過去の規制緩和の例



※都道府県の状況のみ示す(政令市の状況は非表示)。

※条例等に基づく表記であり、行政手続法上の位置づけを示すものではない。

2

# 流入規制の緩和理由

自治体名	緩和時期	緩和内容	緩和理由
鳥取県	平成18年1月	事前協議を廃止	書面による契約義務化(平成4年)・マニフェスト全面導入(平成10年)などの法改正で制度により <b>県外産廃の受託状況が把握できるようになった</b> ため。
山形県	平成24年	感染性廃棄物の事前協議の条件付き不要化	感染性廃棄物を処理する事業場において、適正な処理が確保されているため。
千葉県	平成25年4月1日	中間処理の事前届出を廃止	排出事業者責任の強化、各種リサイクル法施行による廃棄物量の減少等。
さいたま市	平成28年1月末以降	事前協議を廃止	ダイオキシン問題が収束し、常時監視のデータも問題ないため。
川越市	平成28年4月1日以降	事前協議を廃止	焼却施設が管轄域内に一箇所のみで、 <b>実績報告により把握できるため</b> 。
千葉県	平成31年2月16日	廃石綿等・石綿含有産業廃棄物の最終処分の事前協議を除外	廃石綿及び石綿含有産業廃棄物の処理を円滑にすることで、万一の石綿飛散による健康への影響を防止するため。

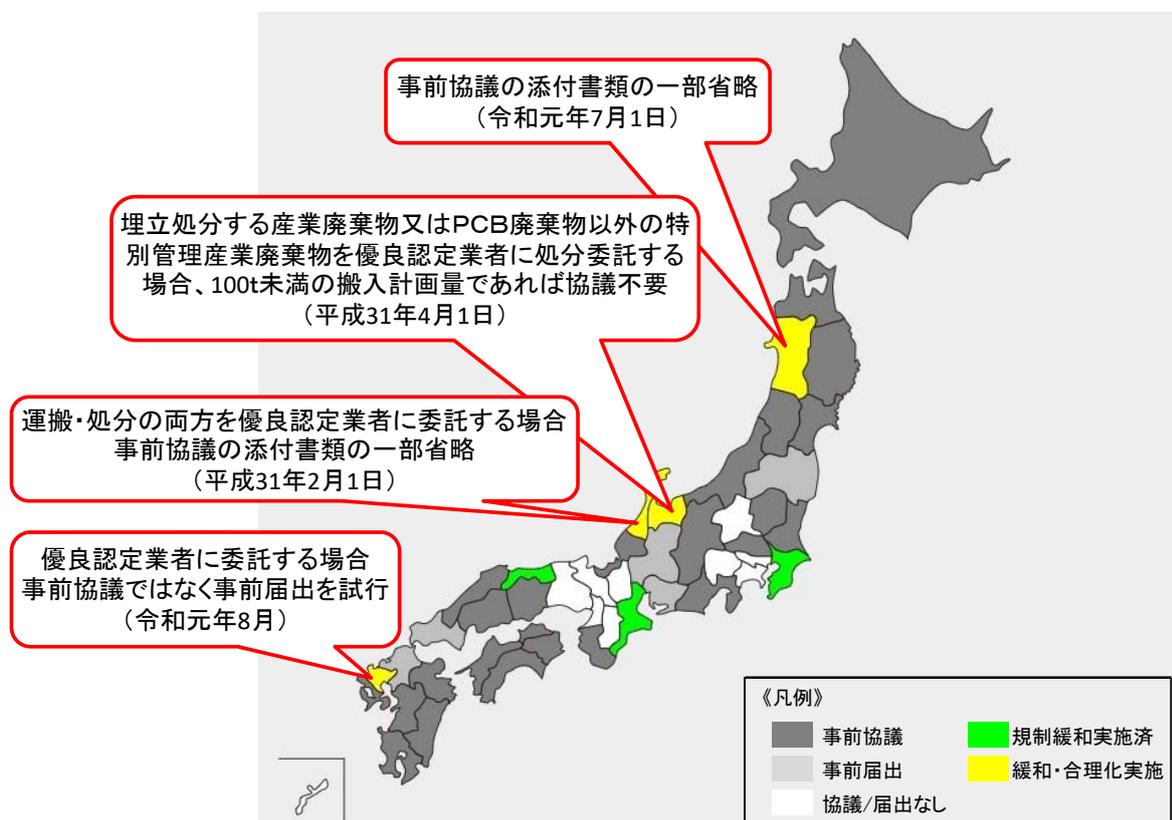
3

# 流入規制を継続する理由の例

自治体名	条例／要綱等	対象	排出事業者の関与	流入規制を継続する理由等
北海道	条例	中間処理 ・ 最終処分	持参または郵送	域外産業廃棄物の搬入が、最終処分量の増加や不適正処理の発生につながるなど、 <b>廃棄物処理計画の達成に支障を及ぼすおそれがないことを確認するため</b> 、最終処分を目的とした搬入は認めていない。
青森県	条例	中間処理 ・ 最終処分	委任状で可	減容化目的は事前協議により県内搬入可。 <b>最終処分のみ</b> の目的の搬入は、 <b>新たな施設の設置が難しいなか、県外物の埋立処分が多くなると、県内で発生する産業廃棄物処分のための残余容量が減少することを県として懸念しており</b> 、最終処分を目的とした搬入は協議・同意の上、受け入れていない。
岩手県	条例	中間処理 ・ 最終処分	持参または郵送	<b>青森・岩手県境不法投棄事案</b> が発生し、「法を補完する条例が必要」との教訓を得たことから、条例で事前協議を義務付けることとしたもの。自県(圏)内処理に支障を及ぼさない範囲において事前協議(行政手続法上は届出)を前提に搬入を認めている。
埼玉県	要綱	中間処理	委任状で可	<b>所沢ダイオキシン問題</b> を契機としており、ダイオキシン類の排出削減、廃棄物の適正処理の推進に貢献しているため。
香川県	条例	中間処理	処理業者が行う(委任状不要)	<b>豊島問題</b> 以降の対応として原則県外からの廃棄物搬入は認めていない。

4

# 県外産業廃棄物流入規制の緩和・合理化の状況(2019年)

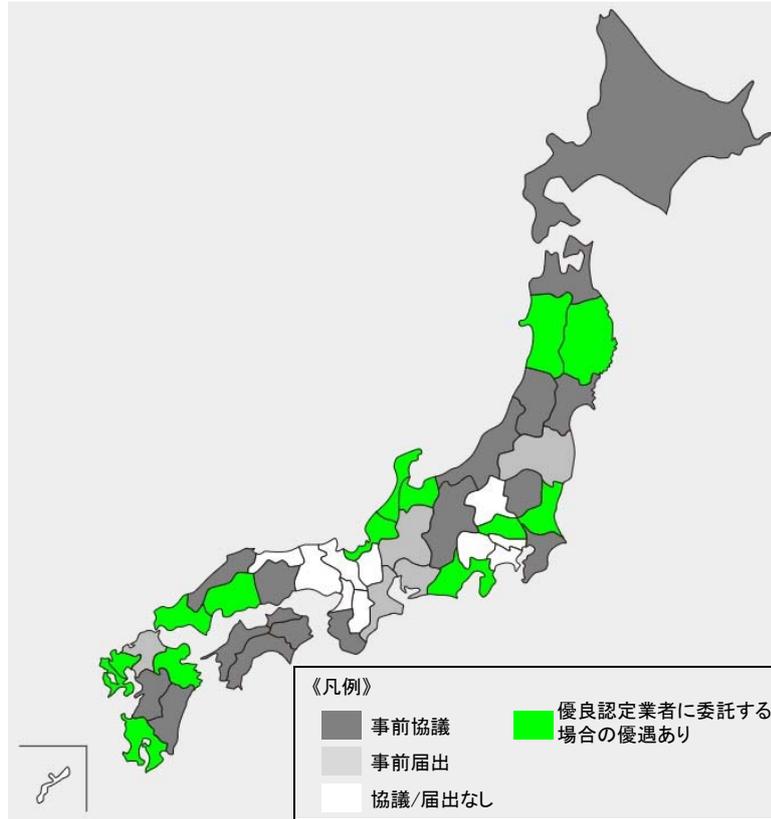


※都道府県の状況のみ示す(政令市の状況は非表示)。 (令和元年9月末現在)  
 ※条例等に基づく表記であり、行政手続法上の位置づけを示すものではない。

## 流入規制の見直しの例(手続きの合理化・迅速化等)

自治体名	条例/要綱等	協議/届出別	見直し内容
富山市	要綱	協議	平成16年4月より、電子申請可。
愛知県	条例	届出	平成17年4月より、電子申請可。
長崎県	要綱	協議	平成29年6月より優良産廃処理業者が中間処理により減量又は再生する場合は、事前協議ではなく、事前届出で可。
浜松市	条例	協議	平成30年4月より、優良認定業者に委託する場合は、協議不要とした(届出も報告も不要)。
石川県	要綱	協議	平成31年2月より、運搬・処分の両方を県内の優良産廃処理業者に委託する場合は添付書類の一部省略。
山形県	要綱	協議	平成31年3月より、添付書類の一部省略(契約前の事前協議の必要性を考慮し、委託契約書の添付廃止、覚書等で可)。
富山県 (富山市を含む)	要綱	協議	平成31年4月より、埋立処分する産業廃棄物又はPCB廃棄物以外の特別管理産業廃棄物を優良認定業者に処分委託する場合、100t未満の搬入計画量であれば協議不要。ただし、月ごとに処分状況の報告は必要。
秋田県	条例	協議	令和1年7月より、添付書類の一部省略。 (委任状ではなく、届出書等の写しを添付可とした。)
佐賀県	要綱	協議	令和1年8月より、優良認定業者に委託する場合、事前協議ではなく事前届出を試行。
三重県	条例	届出	【検討中】県内処理業者の優良化を促進するため、優良認定業者に処分を委託する場合の、届出を省略可能とする規定の追加等を検討。

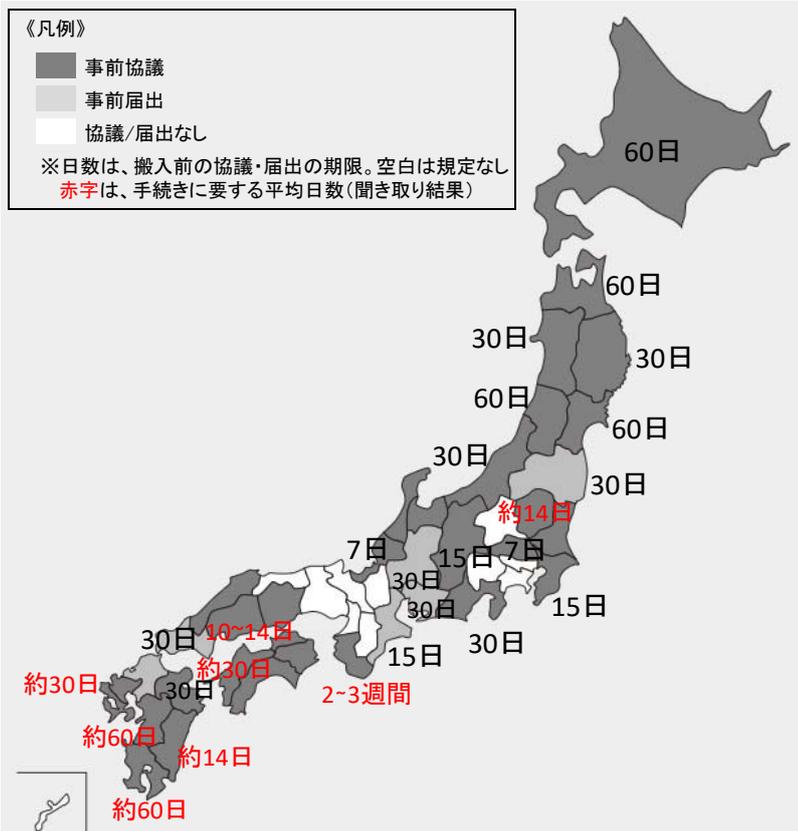
# 優良認定業者に委託する場合の優遇措置の状況



※都道府県の状況のみ示す(政令市の状況は非表示)。

※条例等に基づく表記であり、行政手続法上の位置づけを示すものではない。

# 県外産業廃棄物流入規制に係る事前協議・届出の期限等の状況



※都道府県の状況のみ示す(政令市の状況は非表示)。

※条例等に基づく表記であり、行政手続法上の位置づけを示すものではない。